

「内閣官房組織令の一部を改正する政令」について

平成 24 年 3 月
内閣官房内閣総務官室

(1) 概要

・内閣審議官の減 46 人 → 43 人

(内閣審議官のうち、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるもの 30 人→
27 人)

・内閣参事官の減 66 人 → 63 人

(内閣参事官のうち、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるもの 26 人→
21 人)

・平成 23 年度末まで置かれている内閣審議官の存置期限の延長

(1 人の存置期限を平成 24 年度末まで延長、1 人の存置期限を平成 29 年度末まで
延長)

(2) 今後の予定

平成 24 年 3 月 27 日閣議決定

平成 24 年 4 月 1 日施行